市民参加実施予定シート

予　定
平成27年4月1日時点

担当課（ 障害者支援課 ）

1　市民参加の手続　実施予定について

通称	福祉手当の支給等の条例改正	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・支給対象者及び支給額の削減 <デメリット> ・一部の対象を除き、年間の受給額が減額となる
名称	流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正（素案）		
概要	障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化している。限られた財源の中で、障害者やその家族が真に求める新たなサービス施策への転換が必要不可欠であることを踏まえ、現行の福祉手当の支給額と支給対象者の範囲について見直す。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの （条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの （第5条第2項の規定）	
□	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
■	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	H25 12/12、H26 1/27、2/13、3/6、4/4	審議委員（各福祉団体、公募の市民等）	流山市福祉施策審議会	（1）実施方法 ①審議会：福祉関係者等から専門的な意見を聴取するため。 ②パブリックコメント：条例改正により福祉手当受給者に影響を与えることから、受給者は勿論のこと多くの市民の意見を聴取するため。 ③その他：各障害者団体に対して、福祉手当の見直しの必要性を説明し、意見・要望等を聴取するため。 （2）理由 福祉手当の見直しに当たり、市民参加の機会を設けることで、障害者等から条例改正（案）について納得と理解がえられるものを作成するため。
	■	パブリックコメント手続	H26 6/1～6/30	全市民等	特に無し	
	□	意見交換会				
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	■	その他	H25年12月からH26年5月	受給対象者他	意見聴取	

（3）市民参加のスケジュール（予定）

平成25年度		平成26年度												平成H27年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
		審議会開催（素案の作成等）													
		各障害者団体意見聴取		パブコメ実施期間				説明会10/17		パブコメの結果の公表					

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
パブコメの結果の公表	2月1日	第3回定例会へ議案提出を予定していたが、見送ったため延期した。			